

7月15日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び7月14日に新型コロナウイルス感染症対策分科会から提出された3つの提言についてお知らせします。

事務連絡  
令和4年7月15日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について

このたび、7月15日に新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「BA.5系統への置き換えを見据えた感染拡大への対応」が取りまとめられるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。また、それに先立って7月14日に開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会において、「第7波に向けた緊急提言」並びに「効果的に感染拡大を防止しながら、社会経済活動を維持していくための検査の活用について」（以下「検査提言」という。）及び「感染拡大防止のための効果的な換気について」（以下「換気提言」という。）の3つの提言が取りまとめられましたので、併せてお知らせします。

今般の基本的対処方針の変更は、新型コロナウイルス感染症対策分科会において取りまとめられた提言を踏まえたものとなりますが、それらに係る留意事項は、以下のとおりとなりますので、引き続き、地域の感染状況に応じて必要な感染症対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、本件に関連して、本日付けで厚生労働省から都道府県等の衛生主管部（局）に対して「高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施について」（別紙）が発出されており、その中で、各自治体が策定する集中的実施計画の対象として小学校や幼稚園等を位置付けることについて検討することとされていますので、学校が所在する地域の自治体の取扱いを確認するなど、引き続き、適切に御対応ください。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1. 検査の活用について

検査提言は、学校について一律に広範・頻回に検査を行うことを求めるものではなく、感染リスクが一定程度高まる場合に検査を行うことが重要とし、

- ・ 地域において感染拡大しており、実際に高齢者施設や学校等の部活動で感染者が発生しているなど、感染リスクが高まっている場合に行うこと
- ・ その上で、具体的な感染事例も踏まえると、外部から感染が持ち込まれるリスクのある場合や普段会わない人との交わりなど、感染リスクが高まる場面・場所に的を絞って検査を行うこと
- ・ 特に小児への検査については、有症状者には当然優先して行う。地域の感染状況に応じて、小児の負担、地域における検査能力等を考慮して実施可能である場合には、無症状の小児に対する検査もあり得る。

とされています。

これを踏まえ、今般変更された基本的対処方針においては、例えば学校について、

- ・ 地域の実情に応じ、小学校等内で感染者が複数確認された場合の関係する教職員や児童生徒等に対する検査の実施（中略）等を行う。
- ・ 地域の感染状況に応じて、自治体又は大会主催者等若しくは学校等の判断で、部活動の大会前や修学旅行前等において、健康観察表や健康観察アプリ等も活用しながら、日々の健康状態を把握し、何らかの症状がある場合等は検査を行い、陰性を確認した上で参加することを可能とする。
- ・ 感染が拡大している又は高止まりしている地域において、小学校等でクラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、自治体又は学校等の判断で、教職員等に対する頻回検査や長期休業後等における教職員に対する検査（中略）を行う。等とされています。

なお、各自治体や学校等の判断により検査を実施する場合、各自治体が地域の実情に応じて行政検査として実施することが可能であるほか、各自治体や学校等が地域の感染状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」による無料検査事業の検査を活用することも事業の要件に従って可能であることについて、厚生労働省及び内閣官房と調整済みですので、その旨申し添えます。

## 2. 換気について

換気については、これまでも基本的な感染対策の一つとして位置付けており、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や「学校環境衛生基準」にも、換気の方法やその際の留意事項等について記載しているところです。今般の基本的対処方針の変更及び換気提言により、その取扱いを変更するものではありませんが、各学校において効果的な換気が行われるよう、換気提言も参考にしながら、各自治体や学校の実情に応じた取組を御検討ください。

なお、換気提言でも言及のある二酸化炭素濃度測定器については、「学校等における感染症対策等支援事業」等による補助対象としていますので、御承知置きください。

### (参考)

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryoku/kihon\\_r\\_040715.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r_040715.pdf)
- ・ B.A. 5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryoku/kihon\\_r\\_040715\\_1.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r_040715_1.pdf)
- ・ 第7波に向けた緊急提言  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/7thwave\\_teigen.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/7thwave_teigen.pdf)
- ・ 効果的に感染拡大を防止しながら、社会経済活動を維持していくための検査の活用について  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kensa\\_katuyou.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kensa_katuyou.pdf)
- ・ 感染拡大防止のための効果的な換気について  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki\\_teigen.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf)

以上

<本件連絡先>  
文部科学省:03-5253-4111(代表)  
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)